

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	情報基盤強化税制			
税目（条文番号）	（租税特別措置法第 10 条の 6、第 42 条の 11、第 68 条の 15） （租税特別措置法施行令第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 11、第 20 条の 5 の 2） （平成 20 年経済産業省告示第 60 号） （平成 20 年経済産業省告示第 61 号）			
見 直 し の 内 容	情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金 1 億円超の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	情報化社会の進展に伴い、サーバを中心とする IT 機器の消費電力も急増。IT 機器による消費電力は 2025 年には現在の 5.2 倍（国内の全消費電力の約 20%）に到達すると推計されており、情報化を進めるに当たってエネルギー消費とのバランスを考慮することは強い社会的要請となっている。 特に、多くのサーバを購入・利用する大企業についてはこの要請が強く、情報基盤強化税制の対象となるサーバについて一定のエネルギー効率を求めることで、省エネと企業の競争力強化を同時に実現していく必要がある。 なお、中小企業については、大企業と比べて IT 投資余力が少なく、省エネ効果の高いサーバへの投資が難しいことを考慮し、資本金 1 億円超の企業が導入するサーバについてのみエネルギー効率の要件を課すこととする。	<table border="1" data-bbox="1013 920 1477 1010"> <tr> <td data-bbox="1013 920 1219 1010">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1219 920 1477 1010">13,726 百万円</td> </tr> </table>	増収見込額 （平年度）	13,726 百万円
増収見込額 （平年度）	13,726 百万円			